

藤沢市個人情報保護審査会答申第16号

2005年1月25日  
(平成17年)

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会  
会長 青柳 義朗

レントゲン写真（手術前）の開示一部承諾決定処分に対する  
異議申立てについて（答申）

2004年（平成16年）6月25日付けで諮問された「藤沢市民病院整形外科2002年（平成14年）2月22日午後8時45分から9時頃の手のレントゲン写真（手術前）、2002年（平成14年）8月26日血液検査のデータ」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に係る藤沢市民病院整形外科2002年（平成14年）2月22日午後8時45分から9時頃の手のレントゲン写真（手術前）、2002年（平成14年）8月26日血液検査データの管理情報開示請求に対し、同年2月22日午後8時45分から9時頃の手のレントゲン写真（手術前）の不存在を理由として2004年（平成16年）6月16日付けで行った決定は、妥当である。

なお、調査の結果、実施機関には藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第11条に規定するように、常に正確かつ最新の情報として管理する責務があることから、今後は管理情報については正確かつ最新の情報として適正に管理を行うよう、要望するものである。

#### 第2 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立人は、2004年（平成16年）6月3日付けで、藤沢市長に対し条例第20条により、異議申立人に係る藤沢市民病院整形外科2002年（平成14年）2月22日午後8時45分から9時頃手のレントゲン写真（手術前）、同年8月26日血液検査のデータの管理情報開示の請求をした。
- (2) 実施機関は、2004年（平成16年）6月16日付けで、管理情報開示請求に係る2002年（平成14年）2月22日午後8時

45分から9時頃手のレントゲン写真（手術前）の不存在を理由に管理情報開示一部承諾決定をした。

- (3) 異議申立人は、2004年（平成16年）6月21日、実施機関に対し承諾書の管理情報一部承諾決定処分の取消しを求める異議申立てをした。
- (4) 実施機関は、同年6月25日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し本件異議申立てについて諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- (1) 2002年（平成14年）2月22日午後8時45分から9時頃、胸のレントゲンを撮った後に、別の場所で立って手のレントゲン写真を撮った。胸のレントゲン写真は存在するのに、手のレントゲン写真が何故存在しないのか疑問である。
- (2) 2002年（平成14年）2月22日の画像診断は3枚と記載されており、手術前に手と胸のレントゲン、手術後に手のレントゲンを撮っているはずである。藤沢市民病院の診療報酬明細書にも、手単純撮影2枚と記載されている。
- (3) 手術する部位である手のレントゲンを撮らず、胸部のレントゲン写真だけ撮ったとすれば、医師として注意義務違反とならないか。また、診療報酬明細書に虚偽の報告をしたことにならないか。
- (4) 2002年（平成14年）2月分の入院時の診療報酬明細書では、手単純撮影2枚で279点となっているが、同年同月の入院外の診療報酬明細書は、手単純撮影1枚2方向で174点となっており、金額が違うことから、手術の前と後に計2枚の手のレントゲン写真を撮っているはずである。
- (5) 2002年（平成14年）2月22日藤沢市民病院の救急外来で、手の処置を行った最初の段階からカルテ等のインプリンターの印字が2002年ではなく2001年になっており、住所も現住所ではなく14年前の住所が記載され、また電話番号も誤っており、さらに手術した手は左手であるにもかかわらず、カルテや診療報酬明細書には右手と記載されており、あまりにも間違いが多い。

### 第4 実施機関の主張要旨

- (1) レントゲン写真は医師が撮影依頼書（以下「依頼書」という。）を作成し、当該依頼書に基づき放射線技師が撮影を行うもので、2002年（平成14年）2月22日の異議申立人に関する依頼書は、手術前の胸のレントゲンと手術後の手のレントゲンの依頼書しか存在しない。また、2002年（平成14年）2月分の救急撮影照射録にも、異議申立人に係る手術前の手のレントゲン写真の記録はない。

- (2) 2002年（平成14年）2月22日午後8時に異議申立人は救急車にて来院し、診察後緊急手術を施行したもので、手術室入室前の午後8時56分に胸のレントゲン写真を撮影し血液検査、心電図検査等を行い、同日午後9時40分に手術室に入室、午後11時40分に退室し、左手のレントゲン写真を撮影した。
- (3) 当時の医師の話によれば、骨折の疑いがあればレントゲン撮影を行うものだが、腱はレントゲンに写らない。異議申立人の左手母指はカッターナイフで切られたもので骨折を疑う必要がないため、手術前にレントゲン写真を撮る必要はない、また手術後はワイヤーが入っているため確実に固定されているかどうかを確認するため、レントゲン写真を撮ったとのことであった。
- (4) 手術後の手のレントゲン写真を2枚撮影しており、異議申立人から2003年（平成15年）10月24日に、2002年（平成14年）2月22日から2003年（平成15年）10月24日までのカルテとレントゲン写真の閲覧と写しの開示請求があり、2003年（平成15年）11月14日市民病院にて異議申立人が閲覧し、カルテの写し7枚とレントゲン写真の写し10枚を交付したもののうち、2002年（平成14年）2月22日手術後に撮影した手のレントゲン写真2枚を1枚に集約してプリントし、異議申立人に渡した。
- (5) 異議申立人が救急で受診した、救急処置室にあるインプリンターの設定に誤りがあり、異議申立人に係る入院診療録の書類の2002年の表示が2001年と印字され、同日来院した救急患者にも同様の誤りがあった。

## 第5 審査会の調査及びその結果

### (1) 審査の経過

#### ① 異議申立人について

異議申立人から2004年（平成16年）9月22日に事情聴取をしたところ当該異議申立人からすでに提出のあった、2004年（平成16年）7月15日付けの意見書及び同年7月6日に提出された当該異議申立人に係る入院診療録の写し、外来診療録の写し、同年2月から12月分の診療報酬明細書の写し、画像診断大袋の写し、オンブズマン苦情調査結果通知書の写し、診療費等更正通知書の写し、救急出場報告書の写しにより、当該異議申立人は「第3 異議申立人の主張要旨」と同様のことを述べた。

#### ② 実施機関について

ア 実施機関から2004年（平成16年）8月24日及び同年10月22日に事情聴取をしたところ、実施機関は、「第4 実施機関の主張要旨」と同様のことを述べた。

イ 当審査会は事実確認のため、実施機関に対し関係資料の提出を求め、実施機関所管課を含む関係各課から提出のあった書類は、以下のとおりである。

- ・〔藤沢市民病院病院運營業務要領〕の中の医事担当業務基準の別紙(1)『病歴管理の現状』の写し
- ・『入院及び外来診療録の保管期限について』の起案文書の写し
- ・『画像フィルムの保存年限について』の起案文書の写し
- ・入院診療録の写し及び画像診断大袋の写しと撮影依頼票の写し
- ・画像診断大袋の写しに記載されているレントゲン写真の写し
- ・外来診療録等の写し
- ・2003年(平成15年)8月28日発行の『診療費等更正通知書』及び『支出命令書(歳出簿)』の写し
- ・診療報酬明細書(2002年(平成14年)3月分から同年12月分医科入院外分)の写し
- ・救急出場報告書の写し
- ・オンブズマン苦情調査結果通知書の写し
- ・「手術・麻酔・処置等承諾書」「入院時間診票」「入院申込書・入院保証書」の各写し、「診療申込書」「健康保険証等未提出による受診に係る申出書」の用紙
- ・診療報酬明細書(2002年(平成14年)2月分医科入院及び医科入院外分)の写し(市民病院診療報酬請求時の明細書の写し)
- ・画像診断早見表の写し(平成12年4月版検査点数早見表/解釈総覧附)
- ・第4部 画像診断の写し(平成12年4月版医科点数表の解釈)
- ・診療報酬の請求から支払まで(平成16年4月版医療事務の手引き)

## (2) 調査結果

- ① 画像診断大袋の写しの記載により、2002年(平成14年)2月22日に3枚のレントゲン写真が撮影されたことを確認した。
- ② 撮影依頼書の写しにより、2002年(平成14年)2月22日21時の手術前の胸部レントゲン写真及び同日24時の手術後の左手のレントゲン写真の存在を確認したが、同日の手術前に撮影された左手のレントゲン写真の記述はなかった。
- ③ 2002年(平成14年)2月22日に撮影された左手のレントゲン写真は固定用のワイヤーが写っており、2方向から写したものであることを確認した。
- ④ 画像診断早見表及び第4部画像診断により、2002年(平成14年)2月分医科入院分の診療報酬明細書に記載されたデジタル映像による胸部及び手の単純撮影合計3枚の画像診断の診療報

酬明細書に係る点数は、診療時間以外の時間に入院中の患者以外の患者を対象に緊急に画像診断を行った場合の時間外緊急院内画像診断を加算して適正に算定されたものであることを確認した。

また、同年2月分医科入院外分の診療報酬明細書に記載されている手の単純撮影は、四つ切りフィルム1枚に2方向から撮影されたもので、上記医科入院分の診療報酬明細書に記載された手単純撮影に係る画像診断料と比較すると、撮影回数は同じ2回でもデジタル映像化処理に係る加算及びフィルム代に係る点数に違いがあることから、当該2月分診療報酬明細書の医科入院分と医科入院外分に記載された点数が異なることを確認した。

また、当該医科入院外診療報酬明細書に記載されている点数は、画像診断早見表から適正に算定されたものであることを確認した。

- ⑤ 入院診療録により、2002年（平成14年）2月22日救急処置室のインプリンターで印字された診療録の日付が2002年であるべきところ、2001年と印字されていたことを確認した。
- ⑥ 外来診療録及び紹介・診療情報提供書により、異議申立人の住所及び電話番号の記載に誤りがあったことを確認した。
- ⑦ 外来診療録、紹介・診療情報提供書、診断書、診療報酬明細書により、傷病名の記載に誤りがあったことを確認した。

## 第6 審査会の判断

上記「第5 審査会の調査及びその結果」の(2)調査結果②から③までに述べたとおり、異議申立人が手術前に撮ったと主張する2002年（平成14年）2月22日午後8時45分から午後9時頃の手のレントゲン写真の存在は確認されなかった。

整形外科の医師の診察により、手の外傷で腱断裂が明らかな場合は、手術前にレントゲン写真を撮る必要性はない。

また、手の骨を固定する必要から鋼線を刺入した場合は、手術後に必ず2方向からレントゲン写真を撮影し、患部が固定しているかどうかの確認を行う必要があるとされている。

胸部レントゲン写真は、手術中や手術後の急変等の不測の事態に備えるため心電図検査や血液検査等を含め、手術前には不可欠の検査であり、緊急手術の場合にはなおさら必要な措置とされている。

従って、手術前に撮影した胸部のレントゲン写真が存在し、手のレントゲン写真が不存在であることには合理的理由がある。

よって、当審査会は、異議申立人に係る藤沢市民病院整形外科2002年（平成14年）2月22日午後8時45分から9時頃のレントゲン写真（手術前）管理情報開示請求に対し、不存在を理由に実施機関が行った決定は妥当であると判断する。

なお、上記「5 審査会の調査及びその結果」の(2)調査結果⑤から

⑦までに述べたとおり、診療録等の書類の記載には誤りがある。

異議申立人は合計6回もの開示請求を行い、開示された診療録等とおして、実施機関に対し診療に係る書類に当該異議申立人の住所や電話番号、診療した年、傷病名等の記載に誤りがあることを指摘し、藤沢市オンブズマン苦情調査結果等により、実施機関が書類の訂正を行っている。

このように、当該異議申立人に係る診療録等の書類に幾つもの記載の誤りがあったことが、当該異議申立人が実施機関に対して、強く不信を抱く一因になったものと勘案する。

よって当審査会は、実施機関に対し、今後は条例第11条の趣旨を遵守し、管理情報については正確かつ最新の情報として、適正に管理をするように求めるものである。

以 上

別紙

### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
2004. 6. 25	諮問
2004. 6. 29	審査会から市長に一部承諾決定理由説明書の提出を要請
2004. 7. 6	市長から審査会へ一部承諾決定理由説明書の提出 異議申立人から審査会へ関係資料の提出
2004. 7. 7	審査会から異議申立人に理由説明書を送付し、説明書に対する意見書の提出を要請
2004. 7. 15	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2004. 7. 16	審査会から諮問実施機関に意見書を送付し関係資料の提出を要請
2004. 7. 20	関係実施機関へ資料の提出を要請
2004. 7. 30	諮問実施機関から審査会へ関係資料の提出
2004. 8. 24	実施機関から意見聴取（1回目）
2004. 9. 22	異議申立人から意見聴取
2004. 10. 4	審査会から諮問実施機関に関係資料の提出を要請
2004. 10. 22	実施機関から意見聴取（2回目）
2004. 11. 26	審議
2004. 12. 17	審議
2005. 1. 25	答申

## 第9期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2004年4月1日～2006年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎青 柳 義 朗	公認会計士
大 淵 辰 雄	医師
小 澤 弘 子	藤沢市市民相談弁護士
○篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授

◎会長 ○会長職務代理者

(敬称略、50音順)